議案第23号

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例

大田原市道路占用料条例(平成14年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後(新)				改正前(旧)			
別表(第2条	別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件 単位 占用料			占用物件	単位	占用料		
			(円)				(円)	
法第32	第1種電柱	1本につき1	<u>480</u>	法第32	第1種電柱	1本につき1	<u>420</u>	
条第1項	第2種電柱	年	<u>730</u>	条第1項	第2種電柱	年	<u>650</u>	
第1号に	第3種電柱		<u>990</u>	第1号に	第3種電柱		<u>880</u>	
掲げるエ	第1種電話柱		<u>430</u>	掲げるエ	第1種電話柱		<u>380</u>	
作物	第2種電話柱		<u>680</u>	作物	第2種電話柱		<u>610</u>	
	第3種電話柱		<u>940</u>		第3種電話柱		<u>830</u>	
	その他の柱類		<u>43</u>		その他の柱類		<u>38</u>	
	共架電線その他上空に	長さ1メート	4		共架電線その他上空に	長さ1メート	4	

设ける線類	ルにつき1年	
也下に設ける電線その		<u>3</u>
也の線類		
各上に設ける変圧器	1個につき1	<u>420</u>
	年	
也下に設ける変圧器	占用面積1平	<u>260</u>
	方メートルに	
	つき1年	
で圧塔その他これに類	1個につき1	<u>850</u>
するもの及び公衆電話	年	
т		
『便差出箱及び信書便		<u>360</u>
自出箱		
5告塔	表示面積1平	<u>870</u>
	方メートルに	
	つき1年	
その他のもの	占用面積1平	<u>850</u>
	方メートルに	
	つき1年	
ト径が0.07メート	長さ1メート	<u>18</u>
ル未満のもの	ルにつき1年	
ト径が0.07メート		<u>26</u>
以上0.1メートル		
に満のもの		
	中で記ける電線その記り 記りは 記りは 記りは 記りは 記りは 記ります。 正は でのといるでは でのといるでは でのといるでは でのといるでは でのといるでは でのといるでは でのといるでは でのといるでは でのもの でいました。 でいまた。	 でに設ける電線その記の線類 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上につき1年 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上につき1年 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上につき1年 お上に設ける変圧器 お上に設ける変圧器 お上にいき1年 お上にいるでは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま

	設ける線類	ルにつき1年	
	地下に設ける電線その		<u>2</u>
	他の線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平	230
		方メートルに	
		つき1年	
	変圧塔その他これに類		<u>760</u>
	するもの及び公衆電話	年	
	所		
	郵便差出箱及び信書便		<u>320</u>
	差出箱		
	広告塔	表示面積1平	<u>960</u>
		方メートルに	
		つき1年	
	その他のもの	占用面積1平	<u>760</u>
		方メートルに	
		つき1年	
法第32	外径が0.07メート	長さ1メート	<u>16</u>
条第1項	ル未満のもの	ルにつき1年	
第2号に	外径が0.07メート		23
掲げる物	ル以上0.1メートル		
件	未満のもの		

	外径が0.	1メートル		38
	以上0.	15メートル		
	未満のもの	カ		
	外径が0.	15メート		<u>51</u>
	ル以上0.	2メートル		
	未満のもの	か		
	外径が0.	2メートル		77
	以上0.	3メートル未		
	満のもの			
	外径が0.	3メートル		100
	以上0.	4メートル未		
	満のもの			
	外径が0.	4メートル		180
	以上0.	7メートル未		
	満のもの			
	外径が0.	7メートル		260
	以上1メ-	ートル未満の		
	もの			
	外径が12	メートル以上		<u>510</u>
	のもの			
法第32条第1項第3号及び第4			占用面積1平	<u>850</u>
号に掲げる	号に掲げる施設			
法第32	地下街	階数が1の	占用面積1平	A12 <u>0</u>

	外径が0.	. 1メートル		<u>34</u>
	以上0.	15メートル		
	未満のも	の		
	外径が0.	. 15メート		<u>45</u>
	ル以上0.	. 2メートル		
	未満のも	の		
	外径が0.	. 2メートル		<u>68</u>
	以上0.	3メートル未		
	満のもの			
	外径が0.	. 3メートル		91
	以上0.	4メートル未		
	満のもの			
	外径が0.	. 4メートル		<u>160</u>
	以上0.	7メートル未		
	満のもの			
	外径が0.	. 7メートル		<u>230</u>
	以上1メ	ートル未満の		
	もの			
	外径が1.	メートル以上		<u>450</u>
	のもの			
法第32条	第1項第3	占用面積1平	<u>760</u>	
号に掲げる	施設		方メートルに	
			つき1年	
法第32	地下街	階数が1の	占用面積1平	Aに <u>O</u>

条第1項	及び地	もの	方メートルに	. 00	
第5号に	下室		つき1年	<u>4</u> を乗	
掲げる施				じて得	
設				た額	
		階数が2の		Aに <u>0</u>	
		もの		. 00	
				<u>6</u> を乗	
				じて得	
				た額	
		階数が3以		A12 <u>0</u>	
		上のもの		. 00	
				<u>7</u> を乗	
				じて得	
				た額	
	上空に設け	ける通路		<u>430</u>	
	地下に設け	ける通路		<u>260</u>	
	その他の	もの		<u>850</u>	
法第32	祭礼、縁	日その他の催	占用面積1平	9	
条第1項	しに際し、	、一時的に設	方メートルに		
第6号に	けるもの		つき1日		
掲げる施	その他の	<u></u> -	占用面積1平	<u>87</u>	
設			方メートルに		
			つき1月		
道路法施	看板(一時的に設	表示面積1平	<u>87</u>	

条第1項	及び地	もの	方メートルに	. 00
第5号に	下室		つき1年	<u>5</u> を乗
掲げる施				じて得
設				た額
		階数が2の		Aに <u>0</u>
		もの		<u>. 00</u>
				<u>8</u> を乗
				じて得
				た額
		階数が3以		Aに <u>O</u>
		上のもの		<u>. 01</u>
				<u>0</u> を乗
				じて得
				た額
	上空に設し	ナる通路		480
	地下に設し	ナる通路		290
	その他の	もの		<u>760</u>
法第32	祭礼、縁[日その他の催	占用面積1平	<u>10</u>
条第1項	しに際し、	一時的に設	方メートルに	
第6号に	けるもの		つき1日	
掲げる施	その他の	もの	占用面積1平	<u>96</u>
設			方メートルに	
			つき1月	
道路法施	看板(一時的に設	表示面積1平	96

	1	1		
行令(昭	アーチ	けるもの	方メートルに	
和27年	である		つき1月	
政令第4	ものを	その他のも	表示面積1平	<u>870</u>
79号。	除く。)	の	方メートルに	
以下「令			つき1年	
」という	標識		1本につき1	<u>680</u>
。)第7			年	
条第1号	旗ざお		1本につき1	<u>87</u>
に掲げる			月	
物件	幕(令	祭礼、縁日	その面積1平	9
	第7条	その他の催	方メートルに	
	第4号	しに際し、	つき1日	
	に掲げ	一時的に設		
	る工事	けるもの		
	用施設	その他のも	その面積1平	<u>87</u>
	である	の	方メートルに	
	ものを		つき1月	
	除く。)			
	アーチ		1基につき1	870
			月	
令第7条第	令第7条第4号に掲げる工事用施			<u>87</u>
設及び同条	設及び同条第5号に掲げる工事用			
材料			つき1月	
(削る)				

	ı	T	, ,	
行令(昭	アーチ	けるもの	方メートルに	
和27年	である		つき1月	
政令第4	ものを	その他のも	表示面積1平	960
79号。	除<。)	の	方メートルに	
以下「令			つき1年	
」という	標識		1本につき1	610
。)第7			年	
条第1号	旗ざお		1本につき1	96
に掲げる			月	
物件	幕(令	祭礼、縁日	その面積1平	<u>10</u>
	第7条	その他の催	方メートルに	
	第4号	しに際し、	つき1日	
	に掲げ	一時的に設		
	る工事	けるもの		
	用施設	その他のも	その面積1平	96
	である	の	方メートルに	
	ものを		つき1月	
	除<。)			
	アーチ		1基につき1	960
			月	
令第7条第4号に掲げる工事用施			占用面積1平	96
設及び同条第5号に掲げる工事用			方メートルに	
材料			つき1月	

本表に定めのないものについては、その都度市長が定め

備考	<u>る。</u> 備考
1~7 (略)	1~7 (略)
8 本表に定めのないものについては、その都度市長が定 める。	(新設)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定により占用の許可を受けている者に係る占用料の額は、当該許可に係る占用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。